

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月16日認可した。

令和4年12月23日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池ノ側東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）実相寺東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上万塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又大股の上井手地区